陸上施設

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二八	福岡駐屯地	春日市	国有	土地：約三六、〇〇〇平方メートル
			国有	建物：約二、八〇〇平方メートル
			国有	工作物：水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間：

一　平成三十年四月十四日から同月十九日までの間

二　仮設建物を設置、撤去等する場合は、その設置期間

陸上自衛隊福岡駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画河川事業第三号鶴見川

三　事業施行期間　自平成三十年四月十六日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市図師町字七号、字三号及び字二号地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　青梅都市計画河川事業第一号霞川

三　事業施行期間　自平成三十年四月十六日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都青梅市今寺一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　大井都市計画道路事業三・四・二号金子開成和田河原線

三　事業施行期間　自平成三十年四月十六日至平成四十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　神奈川県足柄上郡大井町金子字高堰下、字市場下、字坊村向、字吉原上、字新宿及び字新宿向並びに金手字上国畑地内

使用の部分　神奈川県足柄上郡大井町金子字高堰下、字市場下及び字坊村向地内

○関東地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日　関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　川口都市計画道路事業三・三・四十九日光東京線

三　事業施行期間　自平成三十年四月十六日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県川口市本町一丁目及び本町二丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十六日　関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号十九の項業務区域欄中「埼玉県の全域、茨城県の区域（水戸市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、石岡市、笠間市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、八千代町、五霞町、境町、阿見町、河内町、利根町、美浦村に限る。）、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、壬生町、野木町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町に限る。）、群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、沼田市、富岡市、安中市、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、神流町、下仁田町、甘楽町、東吾妻町、榛東村、上野村、南牧村、川場村、昭和村に限る。）、千葉県の区域（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市、木更津市、成田市、佐倉市、市原市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、酒々井町、栄町、神崎町、芝山町に限る。）及び東京都の区域（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町に限る。）」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都（島しょ部を除く。）の全域」に改める。

○北陸地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十六日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市下一日市字川原八九九番一から同市下一日市字公事免六八五番一まで	前	二〇・六メートル	二・三キロメートル
	後	二〇・九メートル	二・四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所